

日行連発第151号
令和2年5月19日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

令和2年度農業経営相談所における活動の基本的な方針について（周知）

今般、農林水産省より、「令和2年度農業経営相談所における活動の基本的な方針」について情報提供がありましたので、お知らせいたします。

農林水産省が実施している農業経営者総合サポート事業においては、各都道府県に農業経営相談所を設置し、専門家の派遣等による担い手の支援を行っており、行政書士も専門家として数多くの登録実績があります。また、当該方針に記載されている事項のほかにも、農業分野における外国人雇用のサポート等、幅広い支援が可能です。

各単位会におかれましても、当該方針についてご理解いただき、農業経営相談所への専門家登録の推薦を積極的に行うなど、行政書士の専門家登録の推進へ向けた活動をお願いいたします。

【添付】

- ・令和2年度農業経営相談所における活動の基本的な方針

以上